

議案第10号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月1日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正及び介護保険料の改定等のため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「32, 100円」を「33, 300円」に改め、同項第2号中「41, 700円」を「43, 200円」に改め、同項第3号中「44, 900円」を「46, 600円」に改め、同項第4号中「54, 500円」を「56, 600円」に改め、同項第5号中「64, 200円」を「66, 600円」に改め、同項第6号中「70, 600円」を「73, 300円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは

第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、同項第7号中「83,500円」を「86,600円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「99,500円」を「103,200円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「109,100円」を「113,200円」に改め、同項第10号中「118,800円」を「123,200円」に改め、同項第11号中「128,400円」を「133,200円」に改め、同項第12号中「138,000円」を「143,200円」に改め、同項第13号中「154,100円」を「159,800円」に改め、同項第14号中「166,900円」を「173,200円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「28,800円」を「29,900円」に改める。

第5条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第1項中「6箇月」を「6月」に改める。

第10条第1項に次の1号を加える。

(5) 法第63条の規定の適用を受けていること。

第14条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第4条及び第10条第1項第5号の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,300円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,100円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,500円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>70,600円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)_____が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

において同じ。)が120万円未満であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 86,600円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 103,200円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 113,200円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者

123,200円

ア及びイ 略

(11) 次のいずれかに該当する者

133,200円

ア及びイ 略

(12) 次のいずれかに該当する者

143,200円

ア及びイ 略

(13) 次のいずれかに該当する者

159,800円

ア及びイ 略

(14) 前各号のいずれにも該当しない者

173,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,900円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 略

2 前項に規定する納期により難い第1号被保

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 83,500円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 99,500円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 109,100円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者

118,800円

ア及びイ 略

(11) 次のいずれかに該当する者

128,400円

ア及びイ 略

(12) 次のいずれかに該当する者

138,000円

ア及びイ 略

(13) 次のいずれかに該当する者

154,100円

ア及びイ 略

(14) 前各号のいずれにも該当しない者

166,900円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 略

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被

険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第6条から第8条 略

(保険料の徴収猶予)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)から(4) 略

2 略

(保険料の減免)

第10条 略

(1)から(4) 略

(5)法第63条の規定の適用を受けていること。

2及び3 略

第11条 略

第4章 略

第12条及び第13条 略

第14条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して

保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第6条から第8条 略

(保険料の徴収猶予)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)から(4) 略

2 略

(保険料の減免)

第10条 略

(1)から(4) 略

2及び3 略

第11条 略

第4章 略

第12条及び第13条 略

第14条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質

答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者を10万円以下の過料に処する。

第15条及び第16条 略

第5章 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第4条及び第10条第1項第5号の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

間に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者を10万円以下の過料に処する。

第15条及び第16条 略

第5章 略